

駒込地区防災まちづくりニュース



令和3年9月発行

TOSHIMA CITY

1 駒込地区防災まちづくりの会について

平成30年度より、駒込地区（駒込六丁目及び七丁目）にお住まいの方にお集まりいただき、まちづくり懇談会を開催してまいりました。

そして、「駒込地区防災まちづくりの会」設立に向けて準備しておりましたが、新型コロナウィルス感染症拡大により、前回ニュース発行時点から変わらず、発足を見合わせております。

会が発足できる状況になりましたらあらためてお知らせいたしますので、今しばらくお待ちください。

なお、本会は、区が主催者として、駒込地区の防災性と総合的な居住環境の向上を目指し、まちづくりを推進してまいります。



② 不燃化特区制度の助成について

豊島区では、駒込地区の不燃化の促進をするために、地区内では老朽建築物の建替えや除却に要する費用の一部を助成しています。この制度は令和2年度までの期間限定で運用していましたが、取組期間が令和7年度まで5年間延長されました。

戸建建替え促進助成及び老朽建築物除去助成の際、解体工事着工前に事前の審査・認定が必要です。

また、建替えの場合は、建物の工事が完成し登記まで行う必要があります。

以上に加え、令和7年12月26日までに助成金交付申請書の提出が必要ですので、建替えや老朽建築物除去をご検討されている方は区までご相談ください。

不燃化特区制度パンフレット（令和3年4月）

助成を受けるために必要となる書類や手続きの流れなど詳しく記載したパンフレットをご用意しております。

建替えや老朽建築物除去をご検討されている方は必ずご一読ください。

パンフレットは駒込地区に全戸配布しております。

お手元に無い場合は、豊島区役所6F
地域まちづくり課窓口にございます。

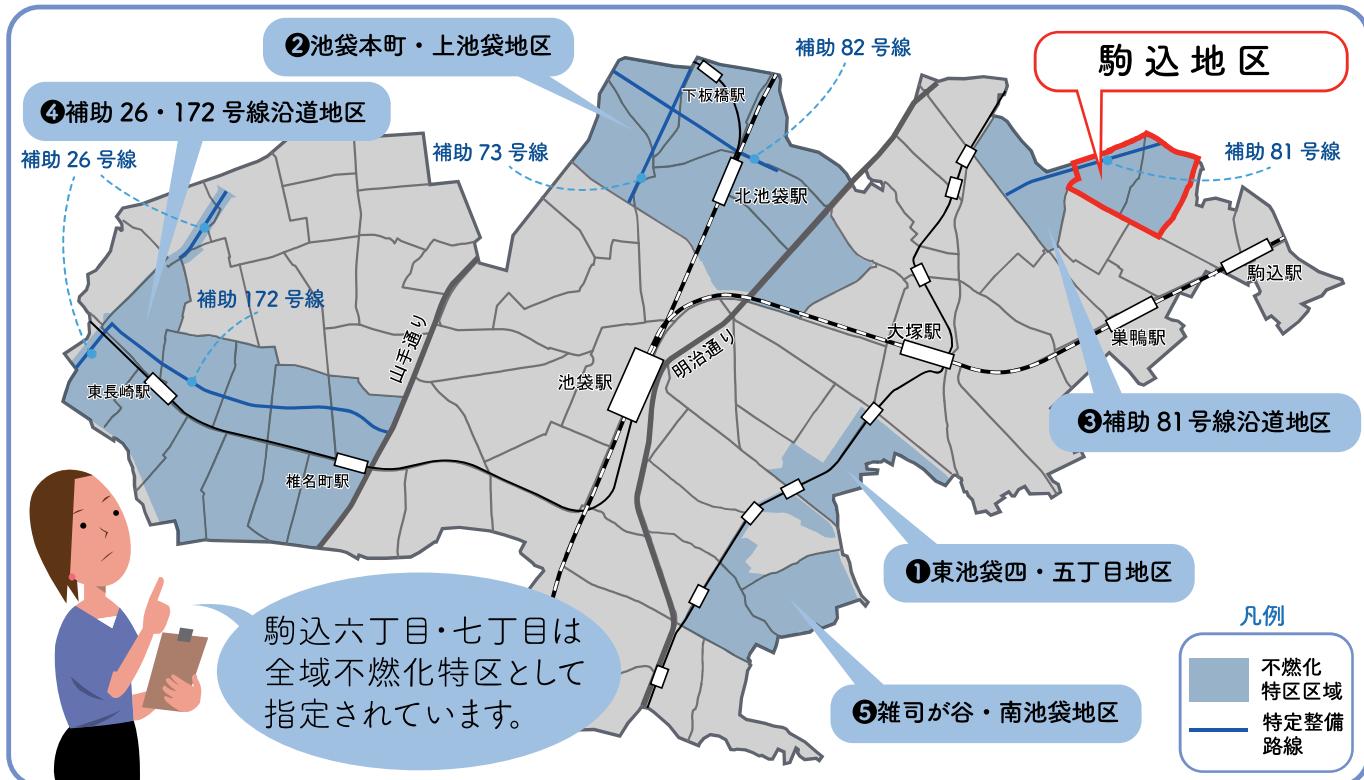


※ 不燃化特区の助成対象地区は裏面をご覧ください。

不燃化特区の助成対象地区

豊島区内では、下図の①～⑤の地区が不燃化特区として指定されています

●令和3年度より、新たに上池袋一丁目全域が不燃化特区に指定されました。



3 まちづくり活動に関心のある方へ

新型コロナウイルスの感染症の影響により、会の発足を見合わせておりますが、状況が改善しましたら「駒込地区防災まちづくりの会」を発足いたします。

本会では、まちの現状や課題を共有しながら、駒込地区のまちづくりについて、皆さまと共に考えてまいります。まちづくりについて興味や関心をお持ちの方は、会へのご参加をお待ちしております。

本会が発足いたしましたら、あらためて会員を募集させていただきます。



●事務局●



TOSHIMA CITY

豊島区 都市整備部 地域まちづくり課 沿道推進グループ

TEL：03-3981-3449 FAX：03-3980-5135

メール：A0022706@city.toshima.lg.jp

株式会社 双葉

TEL：03-3953-3265 FAX：03-3953-5071